

学校現場の今 ～教職員の声～

やまざき
山崎

たくや
卓也

●日本教職員組合 青年部長

1. 学校現場の実態

現場の教職員不足や教職員のなり手不足は全国の学校現場での喫緊の課題です。「4月の始業式に担任の先生がいない」「産休に入った先生の代わりがいない」などの声を聞くことが年々増え、

もはや珍しいことではなくなりました。このような報道が増えたことで、学校現場の実態が少しずつ社会の中でも、認知されるようになりました。保護者からは「先生たちって、忙しくて大変ですよ。何かあったら力になります。」といった温かい言葉をかけていただくことも増えており、私たち教職員にとっては励みになります。

教諭の1日当たりの在校等時間・持ち帰り時間

	平日						土日					
	在校等時間		持ち帰り時間		在校等時間及び持ち帰り時間の計		在校等時間		持ち帰り時間		在校等時間及び持ち帰り時間の計	
	平成28年度	令和4年度	平成28年度	令和4年度	平成28年度	令和4年度	平成28年度	令和4年度	平成28年度	令和4年度	平成28年度	令和4年度
小学校	11:15	10:45	0:29	0:37	11:45	11:23	1:07	0:36	1:08	0:36	2:15	1:12
中学校	11:32	11:01	0:20	0:32	11:52	11:33	3:22	2:18	1:10	0:49	4:33	3:07

※在校等時間については、小数点以下を切り捨てて表示。
※「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む。
※土曜日、日曜日のいずれかが勤務日に該当している者を含む。

出典：文部科学省 中央教育審議会 質の高い教師の確保特別部会（第11回）配布資料

4月に「文部科学省 中央審議会 質の高い教師の確保特別部会」で「教員勤務実態調査（令和4年度）」の分析結果が公表されました。教諭の1日当たりの在校等時間と持ち帰り時間を合わせた時間は、小学校で11時間23分、中学校で11時間

33分と1日のおよそ半分を仕事に費やしていることが明らかとなりました。文科省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」では、1か月の在校等時間については、超過勤務を45時間以内としています。実際のところはさら

に10時間近く超過しています。

2. 教職員にかかる負担

自分の勤めてきた小学校を例にすると、教職員の始業時刻は8時10分でした。早い子だと7時40分には登校してきます。教職員の始業時刻よりも先に子どもが登校してくる実態があるため、多くの教職員は7時半頃に出勤します。すぐに教室に行き、提出物をチェックします。授業が始まると、全体に指示を出し、子どもたちの表情を見ながら声をかけていきます。授業の間の休憩時間は5分です。次の授業の準備もその5分以内で行わなければなりません。理科や体育等の準備物が多い教科は、5分間では間に合わず、前日の放課後に準備しておく場合もあります。この準備を怠ってしまうと、授業の内容がわかりにくだけでなく、けがにつながる危険などもあります。小学校教員は教科担任制ではないため、担当する教科も多くなります。教科ごとに授業の準備をするのは負担もありますが、その時間は十分には確保されていません。長休みは20分ほどありますが、万が一、子どもたちの間でトラブルが起こった時には対応の必要もあり、休み時間だけではなく、給食中や掃除中も常に子どもたちに気を配り続ける必要があります。

子どもたちが下校した15時過ぎから、勤務終了の16時40分までは1時間半しかありません。その時間には会議や行事にむけた準備等があります。勤務時間の間に休憩時間は割り振られていますが、実際のところは休憩をとらずに働き続ける教職員がほとんどです。私たちが独自に行った若手教職員への調査では、半数近くが休憩時間は0分です。休み時間であっても子どもたちが学校にいる時間は、教職員が安心して休める環境にはありません。

最近ではワーク・ライフ・バランスという言葉を目にすることが増えていますが、学校現場では仕事に時間がとられ、家に帰っても、休日にもやらなければならない仕事があり、私生活の時間が削られてしまっています。特に子育て世代の若手教職員の意見では、家庭の事情があるのになかなか帰れない、帰ることができたとしても家に持ち帰っての仕事をしているという実態です。文科省調査の分析では、「年齢が若い教員は在校等時間が長い」という結果が出ており、若手教職員に負担がかかっていることは明らかです。実際に若手教職員からは、「若いという理由で新しい仕事（ICT担当や体育主任など）が任されることが多い」という課題が多く聞かれます。

日本の教育現場では、海外と比べるとICTの導入が遅れています。しかし、2020年に新型コロナウイルス感染症対応としてGIGAスクール構想が前倒しされ、一人一台端末が始まったことで、急速なICT化が進みました。その運用は現場に任せられ、学校での負担となったのが実情です。若手教員はICTの活用には慣れていますが、ベテラン教職員はなかなか思うように使いこなすことができていません。そのため、若手がベテランに使い方を教えるということも、よくある光景でした。授業は今までの一斉授業から個別最適な学びへの授業へと変化してきています。子どもたちがICTを活用するためには、必然的に教職員のICT活用が求められます。このような急激な変化は教職員に負担をかける結果となりました。

2022年度には休職した全国の公立学校教員が6,000人を超え、過去最多となりました。休職者の割合は若い世代になるほど高くなっています。「若い＝仕事が多い」という認識では、学校は崩壊し、さらなる職場環境の悪化を招くこととなるのは明らかです。

3. 学校現場のこれから

教職調整額の見直しについての議論がありますが、現場で必要なのは「人手不足解消」と「業務の削減」です。教育調整額を見直しても、実際の仕事量が減ったことにはならないのです。

冒頭のように「始業式に担任の先生がいない」「産休に入った先生の代わりがいない」ことが現実です。代わりの担任が見つからず、産休に入ることを後ろめたく感じている教員がいます。また、体調が悪くても出勤し、なんとか授業をしようとする教員もいます。まずは、教職員が安心して休むことができる人員の確保が急務です。教員業務支援員や情報通信技術支援員など、教員の業務を支援するスタッフも配置されてきています。しかし、現状は十分ではなく、拡充と確実な配置が必要です。教員の授業時数の削減につながる人の配置も望まれます。教員の持ち授業時数が減ることによって業務削減につながり、授業の充実がはかれ、ゆとりのある職場環境の実現へつなげることができます。

私たち日本教職員組合の青年部が独自に行った職場実態調査では、時間外労働時間を比べると、

2022年度、2023年度よりも2021年度の方が短くなっていました。これは新型コロナウイルス感染症対策の影響と考えられます。短いとはいっても、時間外在校等時間は49時間であり、上限の45時間を超えていました。感染症対策の負担を訴える教職員もいたものの、行事や部活動が制限されたことで、勤務時間自体は減少しました。運動会を1日開催から半日開催にしたことで、保護者からも好評だったという事例もありました。休みなく行っていた部活動も、今では週1回は休みをとることが当たり前になってきています。感染症対策は業務を見直す契機になりました。今は感染症対策が緩和されており、業務量が再び増えていることが懸念されています。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで以前のやり方に戻す動きもありますが、業務削減の視点から業務の適正化をはかる必要があります。

私たち教職員は子どもたちのためを思って、日々研鑽を続けています。子どもたちのために尽くせるのは、教職員自身の心と体の健康が保たれてこそできることです。子どもたちのためにも、まずは教職員が安心して働くことができる職場環境を整備していくことが求められています。